EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】平成25年7月19日

【発行者名】三菱UFJ投信株式会社【代表者の役職氏名】取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 三菱UFJ 日本成長株オープン

証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 継続募集額 上限1兆円

証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ 日本成長株オープン(「ファンド」といいます。) ファンドの愛称を「ブルーム」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略称:ブルーム)

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日 および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

(5)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.625% (税抜 2.5%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(6)【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7)【申込期間】

平成25年7月20日から平成26年7月18日までです。

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、長期的に安定した信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。 信託金の限度額は、2,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および 属性区分に該当します。

商品分類表

1-11 1-17 7 7 7 7 7				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 独立区分 (収益の源泉)		補足分類
		株式		
	国内		MMF	
単位型		債券		インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型		その他資産		特殊型
	内外	()	ETF	()
		資産複合		

属性区分表

属性区分表						
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				その他
属性		エマージング				()
()						
不動産投信						
その他資産						
()						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

ı · ·——		当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追
追加型		加設定は一切行われないファンドをいいます。 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従
		来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

		有 仙証 券届出書(内国投資信託受
投資対象	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
地域		国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実
		質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
資産		株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を
		源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産の
		うち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
独立区分	`	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する
	1	規則」に規定するMMFをいいます。
	ド)	
	M R F (マネー・リ	l l
	ザーブ・ファンド)	規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規
		定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨ま
		たはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起する
		ことが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載が
		あるものをいいます。
	- 1 L	カムがウルフ「女口八粒に即士っ七处 を甘に禾む人ながたばしたもの

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

			有価証券届出書(内国投資信託受
投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある ものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下 同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する 旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資 する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット 属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイ
			イールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載が あるものをいいます。
	その他資	產	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に 投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	ì	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載がある ものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年 2 回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回(隔月)		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回(毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

		有価証券届出書(内国投資信託受
投資対象	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源
地域		泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源
		泉とする旨の記載があるものをいいます。
	 北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産
	10.11	を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	区欠州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産
		を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジ
		ア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域
	3 67 - 7	
	山本 业	
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資
	フラリナ	産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地
		域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等
		を除きます。) を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズに
		のみ投資されるものを除きます。) を投資対象として投資する
		ものをいいます。
	ファンド・オブ・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関す
	ファンズ	る規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいま
		<mark>す</mark> 。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替
		のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるも
		のまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象イン	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨
デックス		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨
		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指
		す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に
	· · · · · · · · · -	投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動
1		(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記
1		載があるものをいいます。
1	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組み
1		を用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価
1		額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値によ
1		り定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるも
1		のをいいます。
1		信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を
1		目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目
1		指す旨の記載があるものをいいます。
	 その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当
		しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい
1		しない行外な圧組のめるいは進用于法の記載がめるものをいい。
•	1	IO 7 0

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、長期的に安定した値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

■「ブルーム」の運用手法…足と頭を使って、スマートな成長を実現する方程式を見出す ことをめざします。

<銘柄選定の主な観点>

成長の基盤

- ・商品の独自性・将来性
- 事業規模拡大のポテンシャル
- 利益成長のスピード

企業の成長のインフラ(基盤)、事業のストラク チャーを見極めます。

スマートな 成長

- 成長の方程式の有無
- 成長を支える組織・経営資源調達力
- 効率性を損なわない成長

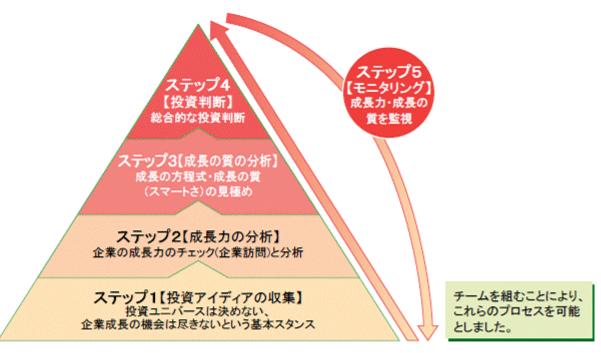
成長に根拠や計算があるかどうかを見極めます。

成長の ファクター

- ・ブランドカ
- · 経営者·人材
- 業界動向・競合の状態

成長のファクターが明確であるかを見極めます。

く投資プロセス>



上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

愛称「ブルーム」の由来

(bloom: 花、花が咲く、栄える)

企業は突然成長し始める訳ではありません。継続的な成長を遂げている企業は、例外なく時代の方向を見据え準備をして、明確なビジネスの仕組みを作り上げています。 自然界でも春になると毎年突然の様に花が咲き始めるのは、木々や草花が既に秋の内から準備を行って来たからです。

ファンドでも、ボトムアップからの分析により、企業における「成長の方程式」を見極め、 「スマートな成長」を遂げている企業に絞り投資を行います。

📦 主な投資制限

株式	株式への投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下 とします。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

❤️ 分配方針

- 年1回の決算時(4月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の 支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成11年4月28日 設定日、信託契約締結、運用開始

ファンドの名称を「東京三菱日本成長株オープン」から「三菱 日本成 平成16年10月1日

長株オープン」に変更

平成17年10月1日 ファンドの名称を「三菱 日本成長株オープン」から「三菱UFJ 日本

成長株オープン」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金 の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)

三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

有価証券等

委託会社(委託者) 三菱UFJ投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行 います。

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社として
「信託契約」	の業務に関する事項、受益者に関する事項等が定め
	られています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関す
	る法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出ら
	れた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配
「募集・販売の取扱い等に関する契約」	金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等
	が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円(平成25年4月末現在)

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会

社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併。

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況(平成25年4月末現在)

株 主 名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

わが国の株式を主要投資対象とします。

ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、長期的に安定した信託財産の成長をめざします。

運用チームによる会社訪問も含め、自ら徹底的に企業分析を行います。銘柄選定は、主に以下の観点で行います。

企業の成長のインフラ(基盤)、事業のストラクチャーの見極め。

成長の質(スマートさ)の見極め。

成長のファクターが明確であるかの見極め。

また、株式の組入比率は高位を保つこととし、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託 約款に定める次のものに限ります。)
 - a . 有価証券先物取引等
 - b . スワップ取引
 - c . 金利先渡取引
 - 八.約束手形
 - 二. 金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ、為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 8.外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2.から7.までの証券の性質を有するもの
- 9.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの

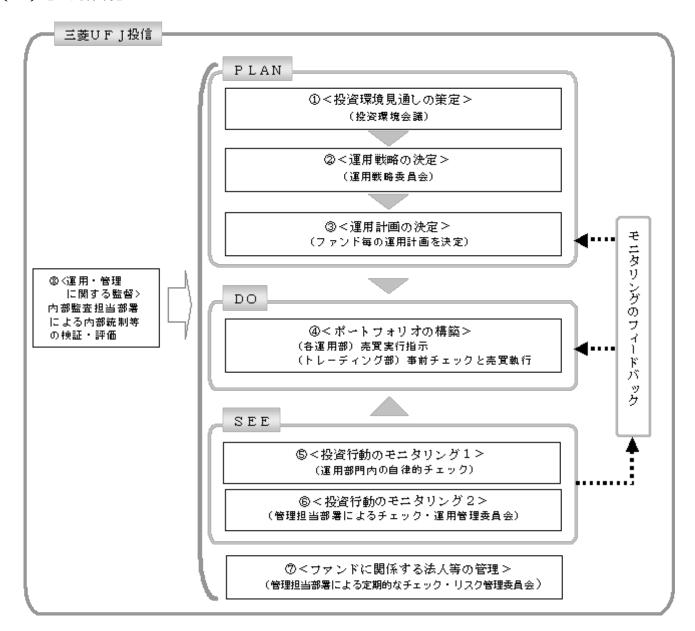
なお、1.の証券または証書を以下「株式」といい、2.から5.までの証券ならびに8.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた 投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか どうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年7月20日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に 基づき運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産 総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、 信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債で

あって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等

- a.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 . 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回ら ない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 . 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価 するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売り出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(に規定する転換社債型新株予約 権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを 除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.a.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1.一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - 2 . 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲 内。
 - 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c.b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b.a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

金利先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、 ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- e . 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の

範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、<u>投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損</u>失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありま せん。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当 する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小 さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落 要因となります。

(2)投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに 沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、 運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営 状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構 築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

(価格変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性 に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコ ントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲で の運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場 リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として 管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう 努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択する ことによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性 についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.625% (税抜 2.5%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、 分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料は かかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に 応じて変更となることがあります。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)が差し引かれます。 換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.6275% (税抜 年1.55%)

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7875%	年0.756%	年0.084%
(税抜 年0.75%)	(税抜 年0.72%)	(税抜 年0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降)

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、10.147%(所得税 7 %、復興特別所得税0.147%、地方税 3 %)の税率 で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用があります。)・申告分離課税を選択することもできます。

2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

10.147% (所得税 7 %、復興特別所得税0.147%、地方税 3 %)の税率 による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) となる予定です。

平成26年1月1日より、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%)

の税率 で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の 元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成25年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年4月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	3,343,248,400	98.23
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		60,313,189	1.77
純資産総額	•	3,403,561,589	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成25年4月30日現在

							平成25年4月3	<u>U口况红</u>
国/		,,,,,,		1.1 15.111		帳簿価額	利率(%)	投資
地域	銘 柄	種類	業種	株式数		評価額	償還期限	比率
					単価(円)	金額(円)	(年/月/日)	(%)
日本	エムスリー	株式	サービス業	720	216,400.00 220,300.00			4.66
H 4	三菱UFJフィナンシャル・	1/1/10	<u> </u>	720	653.00	132,232,500		7.00
日本	グループ	株式	銀行業	202,500	663.00	134,257,500		3.94
				,	2,508.00	107,593,200		
日本	小松製作所	株式	機械	42,900	2,659.00	114,071,100		3.35
l	.	141 15	***		6,390.00	125,883,000		
日本	朝日インテック	株式	精密機器	19,700	5,780.00	113,866,000		3.35
日本	 トヨタ自動車	株式	輸送用機器	20,000	5,550.00 5,640.00	111,000,000 112,800,000		3.31
H 4	1 コノロ刧手	1/1/1/	刊之门版站	20,000	7,850.00	104,405,000		3.31
日本	村田製作所	株式	電気機器	13,300	7,930.00	105,469,000		3.10
	13 1 2011 1/1	1411-0	DAVIA H	10,000	3,180.00	104,940,000		
日本	三菱地所	株式	不動産業	33,000	3,165.00	104,445,000		3.07
	_				339.00	101,022,000		
日本	マツダ	株式	輸送用機器	298,000	334.00	99,532,000		2.92
		₩-₩	丁科女 米	407.000	974.00	104,218,000		0.00
<u>日本</u>	東京建物	株式	不動産業 証券、商品	107,000	901.00	96,407,000 80,132,000		2.83
日本	岡三証券グループ	株式	社分、同品 先物取引業	67,000	1,196.00			2.41
H #	四二皿ガブル フ	1/1/10	7019/44 万未	07,000	3,395.00	63,826,000		2.71
日本	日本たばこ産業	株式	食料品	18,800	3,685.00	69,278,000		2.04
					535.00	68,480,000		
日本	東芝	株式	電気機器	128,000	537.00	68,736,000		2.02
l		141 15	AD (- NI)		4,445.00	66,230,500		
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	14,900	4,605.00			2.02
	 ★□₩□	株式	参 :光田機器	17 100	3,915.00	66,946,500		1 05
日本	本田技研工業	かまし	輸送用機器 証券、商品	17,100	3,875.00 595.00	66,262,500 65,450,000		1.95
日本	水戸証券	株式	先物取引業	110,000	595.00	65,450,000		1.92
H	24 hm23	171.20	7017773177	110,000	1,317.00	58,211,400		1.02
日本	三井物産	株式	卸売業	44,200	1,338.00	59,139,600		1.74
					1,107.00	53,136,000		
日本	安川電機	株式	電気機器	48,000	1,189.00	57,072,000		1.68
	- / > > w+ 144	14415	+4.14 FD 144 FB		3,755.00	60,080,000		
<u>日本</u>	アイシン精機 アイシン精機	株式	輸送用機器	16,000	3,515.00	56,240,000		1.65
日本	富士重工業	株式	輸送用機器	28,000	1,828.24 1,840.00	51,190,994 51,520,000		1.51
H 4	田工里工来	1/1/10	邢公门饭品	20,000	1,163.00	49,311,200		1.51
日本	伊藤忠商事	株式	卸売業	42,400	1,205.00	51,092,000		1.50
				,	1,415.00	46,836,500		
日本	オリックス	株式	その他金融業	33,100	1,496.00	49,517,600		1.45
l	A		a		3,705.00	49,647,000		
日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	13,400	3,675.00	49,245,000		1.45
日本	11MN 7 7 - 7	株式	佐	E 400	6,230.65 8,960.00	33,645,563 48,384,000		1.42
H 4	UMNファーマ	1/1/1/	医薬品	5,400	218.00	48,178,000		1.42
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	221,000	215.00	47,515,000		1.40
H . T		1-1-20	301J7K	,,,,,,,,	2,921.00	44,691,300		
日本	イオンフィナンシャルサービス	株式	その他金融業	15,300	2,921.00	44,691,300		1.31
	エイベックス・グループ・ホール				2,683.00	41,854,800		
日本	ディングス	株式	情報・通信業	15,600	2,783.00	43,414,800		1.28
+		+₩ -1 >	高与## B	0.000	6,560.00	45,264,000		4 0-
日本	シスメックス	株式	電気機器	6,900	6,280.00	43,332,000		1.27
日本	東海理化電機製作所	株式	輸送用機器	21,000	1,768.00 1,972.00	37,128,000 41,412,000		1.22
	不/9年10电1拨表11711	ガイエい	#朋心/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	∠ 1,000	1,912.00	41,412,000		1.22

15,170.00 39,442,000	日本	野村ホールディングス	株式	証券、商品 先物取引業	50,900	759.00 793.00	, ,	1.19
日本 ファナック 株式 電気機器 2,600 14,700.00 38,220,000	日本	ファナック	株式	電気機器	2,600	-,	, ,	1.12

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年4月30日現在

	種類 / 業種別	投資比率(%)
 株式	建設業	1.11
171.20	食料品	2.04
	化学	1.45
	医薬品	3.69
	ゴム製品	1.45
	ガラス・土石製品	0.56
	鉄 鋼	0.47
	金属製品	0.45
	機械	9.82
	電気機器	18.06
	輸送用機器	14.13
	精密機器	3.82
	陸運業	1.01
	情報・通信業	6.30
	卸売業	4.87
	小売業	0.61
	銀行業	8.33
	証券、商品先物取引業	5.51
	その他金融業	2.77
	不動産業	5.90
	サービス業	5.90
合 計		98.23

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		(+12,11)
	純資産総額	基準価額
		(1万口当たりの純資産価額)
第5計算期間末日	6,277,512,871 (分配付)	10,885(分配付)
(平成16年 4月20日)	5,769,998,935 (分配落)	10,005(分配落)
第6計算期間末日	5,210,624,725 (分配付)	9,886(分配付)
(平成17年 4月20日)	5,210,624,725 (分配落)	9,886(分配落)
第7計算期間末日	12,139,783,247 (分配付)	16,479(分配付)
(平成18年 4月20日)	9,635,075,258 (分配落)	13,079(分配落)
第8計算期間末日	7,739,971,324 (分配付)	11,138(分配付)
(平成19年 4月20日)	7,739,971,324 (分配落)	11,138(分配落)
第9計算期間末日	5,404,775,461 (分配付)	9,322(分配付)
(平成20年 4月21日)	5,404,775,461 (分配落)	9,322(分配落)
第10計算期間末日	2,984,421,089 (分配付)	5,100(分配付)
(平成21年 4月20日)	2,984,421,089 (分配落)	5,100(分配落)
第11計算期間末日	3,429,839,853 (分配付)	6,391 (分配付)
(平成22年 4月20日)	3,429,839,853 (分配落)	6,391(分配落)
第12計算期間末日	2,948,897,833 (分配付)	6,130(分配付)
(平成23年 4月20日)	2,948,897,833 (分配落)	6,130(分配落)
第13計算期間末日	2,711,778,680 (分配付)	6,254 (分配付)
(平成24年 4月20日)	2,711,778,680 (分配落)	6,254 (分配落)

3,351,741,848 (分配付)	9,853(分配付)
3,351,741,848 (分配落)	9,853(分配落)
2,690,239,201	6,207
2,363,557,790	5,467
2,496,742,540	5,791
2,376,541,528	5,548
2,351,943,756	5,549
2,392,848,579	5,684
2,386,536,906	5,751
2,496,013,714	6,109
2,728,418,635	6,761
3,011,783,561	7,556
3,142,802,940	7,949
3,348,493,397	8,632
3,403,561,589	10,056
	3,351,741,848 (分配落) 2,690,239,201 2,363,557,790 2,496,742,540 2,376,541,528 2,351,943,756 2,392,848,579 2,386,536,906 2,496,013,714 2,728,418,635 3,011,783,561 3,142,802,940 3,348,493,397

【分配の推移】

1万口当たりの分配金
880円
0円
3,400円
0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第5計算期間	96.23
第6計算期間	1.18
第7計算期間	66.69
第8計算期間	14.84
第9計算期間	16.30
第10計算期間	45.29
第11計算期間	25.31
第12計算期間	4.08
第13計算期間	2.02
第14計算期間	57.54

⁽注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じて得た数。

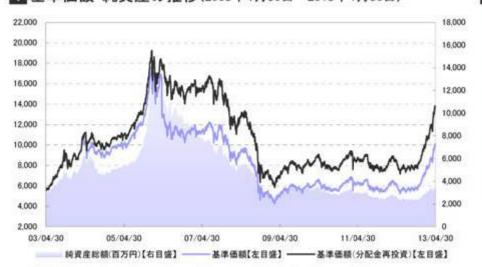
(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	1,025,005,525	635,857,282	5,767,203,826
第6計算期間	2,186,438,049	2,683,028,556	5,270,613,319
第7計算期間	5,956,842,105	3,860,667,221	7,366,788,203
第8計算期間	3,004,765,279	3,422,115,778	6,949,437,704
第9計算期間	401,249,874	1,552,741,091	5,797,946,487
第10計算期間	593,753,406	540,454,426	5,851,245,467
第11計算期間	192,565,060	677,471,354	5,366,339,173
第12計算期間	174,786,803	730,196,471	4,810,929,505
第13計算期間	141,188,465	616,127,505	4,335,990,465
第14計算期間	187,218,947	1,121,547,525	3,401,661,887

[参考情報]

運用実績

■ 基準価額・純資産の推移(2003年4月30日~2013年4月30日)



2 分配の推移

2013 年 4月	0円
2012 年 4月	0円
2011 年 4月	0円
2010 年 4月	0円
2009 年 4月	0円
2008 年 4月	0円
設定来累計	5,280円
政 是不然间	3,200

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

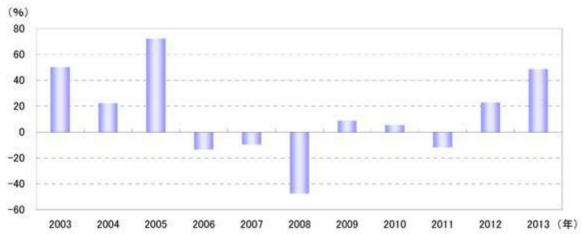
3 主要な資産の状況(2013年4月30日現在)

	組入上位業種	比率
1	電気機器	18.196
2	輸送用機器	14.1%
3	機械	9.8%
4	銀行業	8.3%
5	情報·通信業	6.3%
6	不動産業	5.9%
7	サービス業	5.9%
8	証券、商品先物取引業	5.5%
9	卸売業	4.9%
10	精密機器	3.8%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	エムスリー	サービス業	4.7%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.9%
3	小松製作所	機械	3.4%
4	朝日インテック	精密機器	3.3%
5	トヨタ自動車	輸送用機器	3.3%
6	村田製作所	電気機器	3.1%
7	三菱地所	不動産業	3.1%
8	マツダ	輸送用機器	2.9%
9	東京建物	不動産業	2.8%
10	岡三証券グループ	証券、商品先物取引業	2.4%

[・]各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2013年は4月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

【中心(販元 <i>)</i> 于続寺】				
申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。			
申込単位	販売会社が定める単位			
申込価額	申込受付日の基準価額			
申込価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。			
算出頻度				
申込単位·	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。			
申込価額の	また、下記においてもご照会いただけます。			
照会方法	三菱UFJ投信株式会社			
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034			
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)			
	なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。			
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/			
申込手数料	申込価額×2.625% (税抜 2.5%)を上限として販売会社が定める手数料率			
	分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金について			
	は、申込手数料はかかりません。			
	消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。			
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。			
	取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支			
	払うものとします。			
	なお、申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積			
	投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)を選択する場合には、			
	取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約(販売会社によっては別の			
	名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該			
	別の名称に読み替えます。) を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売			
	会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。			
	取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。			
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み(当該申込みの受付に係る販売会社所			
	定の事務手続きが完了したもの)を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申			
	込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、			
	上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しく			
7.0/14	は販売会社にご確認ください。			
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得			
	申込みの受付を中止することがあります。			

2【換金(解約)手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位(ただし、1万口を上回らないものとします。)
解約価額	解約請求受付日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産	解約請求受付日の基準価額×0.3%
留保額	
解約価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
解約価額の	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
照会方法	なお、下記においてもご照会いただけます。
	三菱UFJ投信株式会社
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払いま
	す。
解約価額の 算出頻度 解約価額の 照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ 原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払い

解約請求	┃原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所┃
受付時間	│定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。 当該時刻を過ぎての請求 │
	┃は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記┃
	より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。
	│信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の解約請求につい│
	ては正午までにお願いいたします。
	詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情がある
	ときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受
	│付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。 ただし、 受益者がその解約請求│
	 を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解
	約請求を受け付けたものとします。
	┃ 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける┃
	場合があります。
	 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載ま
	たは記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の	基準価額 = 信託財産の純資産総額÷受益権総口数	
算出方法	なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。	
	(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を	
	除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して	
	得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。	
	(主な評価方法)	
	株式:原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。	
	公社債等:原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融	
	商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれか	
	の価額で評価します。	
基準価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。	
算出頻度		
基準価額の	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。	
照会方法	また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。	
	なお、下記においてもご照会いただけます。	
	三菱UFJ投信株式会社	
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034	
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)	
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/	

(2)【保管】

١.	_ / _ 	
	受益証券の	該当事項はありません。
	保管	

(3)【信託期間】

信託期間	平成11年4月28日から無期限
	ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることが
	あります。

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年4月21日から翌年4月20日まで
	上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了
	日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし
	ます。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

〔 <u>5)【その他】</u>	
ファンドの	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託
償還条件等	会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
	・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
	・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認
	めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
	このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・
	解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
	│委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届│
	け出ます。
信託約款の	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生
変更	したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のう
	え、 信託約款を変更することができます。 委託会社は、 信託約款を変更しようとする
	ときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
	委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の
	手続きにしたがいます。
ファンドの	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を
償還等に	行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこ
関する	れらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るす
開示方法	べての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。こ
	の公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託
	会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立て	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変
および	更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対し
反対者の	て異議を述べることができます。 異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰
買取請求権	属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。な
	お、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の
	1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、
	償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則と
	┃して、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に ┃係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いませ
	1.
 関係法人との	ん。)。 委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の
製約の更改	安託去社と販売去社との間で締結された「募集・販売の収扱い寺に関する契約」の 期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの
天前の史以	新聞は、矢が神福口がら「ガキとし、朝間凋」3ガ月間よくに相子がに対し、何らの 意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様としま
	息志衣小のないことは、同一の赤件で失約を更新するものとし、その後も同様としよ す。
運用報告書の	9 ∘ 委託会社は、 毎計算期間の末日および償還時に、 運用経過、 信託財産の内容および有
連用報口音の 作成	安託云社は、毎計算期間の木口のより憤遠時に、運用経過、信託財産の内谷のより有 価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付し
157%	
	なり、はの、旧記別がの内谷に安記芸性が重要と判断した変更等がありた場合は、と の内容を運用報告書に記載します。
委託会社の	数託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契
事業の譲渡	安記会社は、事業の主命なだは、命を譲渡することがあり、これに伴い、この信託失 約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全
および承継に	部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承
伴う取扱い	継させることがあります。
受託会社の	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。 受託会社
辞任および	女に女性は、安に女性の小品を文がくての仕物を呼ばするとこができます。文に女性 がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者
解任に伴う	が とめに初に何がた物は、との他主要ないエンだととは、要能会性のたは交通は し、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、
取扱い	または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、
103/04	新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は
	ファンドを償還させます。
信託事務処理	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託
の再信託	銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託
	銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
L	

公告	┃委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに		
	掲載します。		
	http://www.am.mufg.jp/		
	なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生		
	じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。		

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に 対する請求権 「分配金受取りコース(一般コース)」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース(累積投資コース)」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、 累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口 座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。	文曲目の権利の主体内台は以下の通りです。				
・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース(累積投資コース)」・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 「償還金に対する請求権」を登益者に支払います。「受益者は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。	収益分配金に	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。			
す。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース(累積投資コース)」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 「受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「製金(解約) 表記者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。	対する請求権	「分配金受取りコース(一般コース)」			
・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース(累積投資コース)」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 「賃還金に対する請求権」を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「投金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		┃・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始しま┃			
・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース(累積投資コース)」・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 「賞選金に対する請求権」を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「換金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		す。			
きは、その権利を失います。 「分配金再投資コース(累積投資コース)」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、 累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口 座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金 があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日 までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 請求権 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。			
「分配金再投資コース(累積投資コース)」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、 累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口 座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金 があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日 までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 請求権 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないと			
・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、 累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口 座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金 があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日 までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 請求権 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		きは、その権利を失います。			
累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 (賞還金に対する請求権 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 (製金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		「分配金再投資コース(累積投資コース)」			
座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 「賞選金に 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・ 償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「製金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・ 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、			
があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 「関選金に 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・ 償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「製金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・ 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口			
 償還金に対する請求権 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 請求権 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 		座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金			
対する請求権 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 請求権 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。			
までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。	償還金に	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。			
・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。	対する請求権	▼・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日			
・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		までに支払いを開始します。			
求しないときは、その権利を失います。 換金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 請求権 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。			
換金(解約) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 請求権 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		│・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請│			
請求権・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。		求しないときは、その権利を失います。			
	換金(解約)	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。			
(「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)	請求権	・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。			
		(「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)			

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成24年4月21日から平成25年4月22日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

三菱UFJ日本成長株オープン (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 13 期 [平成24年4月20日現在]	第 14 期 [平成25年4月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,087,854	66,799,983
株式	2,663,994,700	3,302,975,200
未収入金	34,247,129	16,286,149
未収配当金	25,776,998	27,486,332
未収利息	102	110
流動資産合計	2,769,106,783	3,413,547,774
資産合計	2,769,106,783	3,413,547,774
負債の部		
流動負債		
未払金	33,414,757	25,118,801
未払解約金	2,764,328	13,125,605
未払受託者報酬	1,091,566	1,216,084
未払委託者報酬	20,057,452	22,345,436
流動負債合計	57,328,103	61,805,926
負債合計	57,328,103	61,805,926
純資産の部		
元本等		
元本	4,335,990,465	3,401,661,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,624,211,785	49,920,039
(分配準備積立金)	83,125,721	107,571,484
元本等合計	2,711,778,680	3,351,741,848
純資産合計	2,711,778,680	3,351,741,848
負債純資産合計	2,769,106,783	3,413,547,774

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 13 期 自 平成23年 4月21日 至 平成24年 4月20日	第 14 期 自 平成24年 4月21日 至 平成25年 4月22日
営業収益		
受取配当金	52,840,837	52,826,889
受取利息	54,442	32,734
有価証券売買等損益	40,537,275	1,353,449,543
その他収益	1,934	2,047
営業収益合計	93,434,488	1,406,311,213
営業費用		
受託者報酬	2,289,037	2,241,283
委託者報酬	42,060,925	41,183,426
営業費用合計	44,349,962	43,424,709
営業利益	49,084,526	1,362,886,504
経常利益	49,084,526	1,362,886,504
当期純利益	49,084,526	1,362,886,504
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,711,022	157,866,664
期首剰余金又は期首欠損金()	1,862,031,672	1,624,211,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	239,099,356	419,525,050
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	239,099,356	419,525,050
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,075,017	50,253,144
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	57,075,017	50,253,144
分配金	- 1	- 1
期末剰余金又は期末欠損金()	1,624,211,785	49,920,039
_		

(3)【注記表】

(重

囯	要な会計方針に係る事項に関する注記)				
	1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。			
١		(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券			
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等にお			
-		ける最終相場で評価しております。			
١		(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券			
١		当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値			
١		(平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場			
١		は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評			
١		価しております。			
١		(3)時価が入手できなかった有価証券			
١		適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できな			
١		い事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価			
١		と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価			
١		額で評価しております。			
١	2 その他財務諸表作成のための基本	ファンドの計算期間			
١	となる重要な事項	当ファンドは、原則として毎年4月20日を計算期間の末日としておりますが、当計算			
١		期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成24年4月21日から平成25年4			
		月22日までとなっております。			

(貸借対照表に関する注記)

<u> </u>			
	第 13 期 「 平成24年4月20日現在]	第 14 期 「 平成25年4月22日現在]	
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	4,810,929,505円 141,188,465円 616,127,505円	4,335,990,465円 187,218,947円 1,121,547,525円	
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額でありま す。	1,624,211,785円	49,920,039円	
3 受益権の総数	4,335,990,465□	3,401,661,887□	
4 1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6254円 (6,254円)	0.9853円 (9,853円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記) 第 13 期(自 平成23年4月21日 至 平成24年4月20日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	А	29,444,429円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	
収益調整金額	С	34,255,391円
分配準備積立金額	D	53,681,292円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	117,381,112円
当ファンドの期末残存口数	F	4,335,990,465□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	270円
1万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第 14 期(自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日) 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	Α	44,880,863円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В	
有価証券売買等損益額	D D	
収益調整金額	С	30,472,528円
分配準備積立金額	D	62,690,621円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	138,044,012円
当ファンドの期末残存口数	F	3,401,661,887□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	405円
1万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

Ⅰ_ 並煕的吅の仏派に関りる事	块	
第 13 期		第 14 期
区分	(自 平成23年 4月21日	(自 平成24年 4月21日
	至 平成24年 4月20日)	至 平成25年 4月22日)
1 金融商品に対する取組	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する	同 左
方針	法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定	
	める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品へ	
	の投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基	
	づき行っております。	
2 金融商品の内容及び当	当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象とし	同 左
	【ております。株式の投資に係る価格変動リスク等の 	
^ク	┃市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒さ ┃	
	れております。	
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコント	同 左
管理体制	ロールするため、委託会社では、運用部門において、	
	ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつ	
	一つ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で	
	運用を行っております。	
	また、運用部門から独立した管理担当部署により	
	リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を	
	行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて	
	運用部門にフィードバックされます。	

2 金融商品の時価等に関する事項

4_ 立殿的四の时間寺に関する	争块	
第 13 期 区分		第 14 期
	[平成24年4月20日現在]	[平成25年4月22日現在]
1 貸借対照表計上額、時	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
価及びその差額		
2 時価の算定方法	(1)有価証券	同 左
	一 売買目的有価証券	
	(重要な会計方針に係る事項に関する注	
	記)に記載しております。	
	(2) デリバティブ取引	同 左
	該当事項はありません。	
	(3)上記以外の金融商品	同左
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、	
	短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似して	
	いることから、当該金融商品の帳簿価額を時価	
	としております。	
3 金融商品の時価等に関		同 左
する事項についての補		
上 足説明	額が含まれております。当該価額の算定においては	
	一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提	
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあり まま	
	ます。	

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	第 13 期 「 平成24年4月20日現在]	第 14 期 「 平成25年4月22日現在]	
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	170,304,365	1,095,440,100	
合計	170,304,365	1,095,440,100	

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

	銘 柄	+/+ - 	評 価 額		備考
コード	銘 柄 名	株式数	単 価	金 額) 1佣 1号
1801	大成建設	59,000	316	18,644,000	
1926	ライト工業	34,300	502	17,218,600	
2914	日本たばこ産業	18,800	3,395	63,826,000	
4202	ダイセル	20,000	809	16,180,000	
4205	日本ゼオン	32,000	972	31,104,000	

				11111111111111111111111111111111111111	
4507	塩野義製薬	12,900	2,321	29,940,900	
4552	日本ケミカルリサーチ	6,700	2,498		
				16,736,600	
4564	オンコセラピー・サイエンス	60	302,000	18,120,000	
4574	大幸薬品	4,600	1,611	7,410,600	
			·		
4585	UMNファーマ	4,200	5,840	24,528,000	
5108	ブリヂストン	13,400	3,705	49,647,000	
7943	ニチハ	12,300	1,557	19,151,100	
5471	大同特殊鋼	30,000	534	16,020,000	
3436	SUMCO	14,900	1,030	15,347,000	
	アイダエンジニアリング		788		
6118		43,700		34,435,600	
6301	小松製作所	42,900	2,508	107,593,200	
6305	日立建機	7,400	2,167	16,035,800	
6326	クボタ	22,000	1,445	31,790,000	
6367	ダイキン工業	4,000	3,915	15,660,000	
6432	竹内製作所	16,100	2,398	38,607,800	
6481	THK	9,100	2,041	18,573,100	
6586	マキタ	3,400	4,820	16,388,000	
7011	三菱重工業	53,000	667	35,351,000	
7013	IHI	73,000	358	26,134,000	
6501	日立製作所	56,000	613	34,328,000	
6502	東芝	128,000	535	68,480,000	
6503	三菱電機	19,000	901	17,119,000	
6506	安川電機	48,000	1,107	53,136,000	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
6594	日本電産	5,500	5,950	32,725,000	
6645	オムロン	6,200	2,677	16,597,400	
6758	ソニー	23,300	1,634	38,072,200	
6762	TDK	8,000	3,370	26,960,000	
6806	ヒロセ電機	2,300	13,480	31,004,000	
6849	日本光電工業	9,300	3,740	34,782,000	
6869	シスメックス	6,900	6,560	45,264,000	
6954	ファナック	2,600	15,170	39,442,000	
6971	京セラ	2,800	9,340	26,152,000	
6981	村田製作所	13,300	7,850	104,405,000	
8035	東京エレクトロン	6,600	4,680	30,888,000	
6995	東海理化電機製作所	21,000	1,768	37,128,000	
7012	川崎重工業	103,000	330	33,990,000	
7202	いすゞ自動車	53,000	647	34,291,000	
	トヨタ自動車	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
7203		20,000	5,550	111,000,000	
7259	アイシン精機	16,000	3,755	60,080,000	
7261	マツダ	298,000	339	101,022,000	
7267	本田技研工業	17,100	3,915	66,946,500	
7270	富士重工業	16,000	1,786	28,576,000	
7283	愛三工業	20,000	875	17,500,000	
7747	朝日インテック	19,700	6,390	125,883,000	
7762	シチズンホールディングス	28,000	580	16,240,000	
9020	東日本旅客鉄道	4,200	8,450	35,490,000	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
3668	コロプラ	1,400	13,400	18,760,000	
3673	ブロードリーフ	19,100	1,775	33,902,500	
	ガンホー・オンライン・エンターテイメン	-, , , , ,	, -	, , , , , , , , , , , ,	
2705		40	F70 000	00 400 000	
3765	F	40	579,000	23,160,000	
4768	大塚商会	1,400	9,970	13,958,000	<u> </u>
	エイベックス・グループ・ホールディング				
7060		4E 000	0.600	A4 0E4 000	
7860	ス	15,600	2,683	41,854,800	
9602	東宝	12,200	2,301	28,072,200	
9719	SCSK	8,700	2,000	17,400,000	
		·			
9766	コナミ	10,000	1,991	19,910,000	
3360	シップヘルスケアホールディングス	4,600	3,660	16,836,000	
8001	伊藤忠商事	42,400	1,163	49,311,200	
8031	三井物産	44,200	1,317	58,211,400	
8053	住友商事	31,400	1,177	36,957,800	1
8233	高島屋	18,000	1,158	20,844,000	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			——
8303	新生銀行	121,000	265	32,065,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	202,500	653	132,232,500	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	14,900	4,445	66,230,500	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
8411	みずほフィナンシャルグループ	221,000	218	48,178,000	
8604	野村ホールディングス	50,900	759	38,633,100	
8609	岡三証券グループ	67,000		80,132,000	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1,196		
8622	水戸証券	110,000	595	65,450,000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	15,300	2,921	44,691,300	
					—
8591	オリックス	33,100	1,415	46,836,500	

EDINET提出書類

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

8802	三菱地所	33,000	3,180	104,940,000	
8804	東京建物	107,000	974	104,218,000	
2413	エムスリー	770	216,400	166,628,000	
2461	ファンコミュニケーションズ	3,900	5,190	20,241,000	
9672	東京都競馬	42,000	509	21,378,000	
	合 計	2,722,970		3,302,975,200	

- (2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

平成25年4月30日現在

(単位:円)

資産総額	3,451,409,712
負 債 総 額	47,848,123
純資産総額(-)	3,403,561,589
発 行 済 口 数	3,384,480,117 🛘
1口当たり純資産価額(/)	1.0056
「ロコルソ武具圧 一胡(/)	(1万口当たり 10,056)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証 券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- (2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

平成25年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買 の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、 質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年4月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

平成25年4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	406	7,023,210
追加型公社債投資信託	18	695,774
単位型株式投資信託	5	76,909
単位型公社債投資信託	3	84,836
合 計	432	7,880,730

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(1)【貸借対照表】				
	75 4 0		77 a a HD	<u>(単位:千円)</u>
	第27期	TD /- \	第28期	TD /- \
(255	(平成24年3月31日	<u>垷仕)</u>	(平成25年3月31日	<u> </u>
(資産の部)				
流動資産	_			
現金及び預金	2	14,298,590	2	22,261,065
有価証券	2	8,000,000	2	8,000,000
前払費用		154,925		159,117
未収入金		13,813		5,504
未収委託者報酬		3,977,324		4,489,181
未収収益	2	42,563	2	47,936
繰延税金資産		339,052		402,791
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		27,621		39,167
流動資産合計		26,883,891		35,434,764
固定資産				
回足員度 有形固定資産				
有形画足真崖 建物	1	281,399	1	270,058
建物 器具備品	1	177,757	1	171,754
命兵佣吅 土地	I		I	1,205,031
工也 有形固定資産合計		1,205,031		
		1,664,188	-	1,646,844
無形固定資産		45.000		45.000
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		881,368		857,424
ソフトウェア仮勘定		402,721		430,432
その他 ――		24		4 000 070
無形固定資産合計		1,299,937		1,303,679
投資その他の資産		4.4.450.040		45 000 047
投資有価証券		14,456,313		15,689,317
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	2	8,500,000	2	3,500,000
長期差入保証金	2	837,456	2	825,804
繰延税金資産 2001		139,650		4= 00=
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		24,268,591		20,350,294
固定資産合計		27,232,718		23,300,818
資産合計		54,116,609		58,735,583

(単位:千円)

	第27期	
	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(負債の部)	(1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	(十元20十07301日元日)
流動負債		
預り金	79,079	75,221
未払金	,	. •,==.
未払収益分配金	185,817	33,936
未払償還金	1,159,445	1,004,879
未払手数料	2 1,557,726	2 1,761,746
その他未払金	50,899	84,763
未払費用	2 1,174,572	2 1,333,574
未払消費税等	63,602	128,077
未払法人税等	1,532,874	1,686,070
賞与引当金	520,000	594,000
その他	278,521	348,389
流動負債合計	6,602,539	7,050,661
固定負債		
退職給付引当金	119,902	119,776
役員退職慰労引当金	49,735	65,103
時効後支払損引当金	195,228	201,877
繰延税金負債		251,776
固定負債合計	364,866	638,533
負債合計	6,967,405	7,689,194
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金	, ,	, ,
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計	44,203,921	47,026,806
株主資本合計	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等	700.054	4 707 055
その他有価証券 評価差額金	723,054	1,797,355
- 評価を額金 - 評価・換算差額等合計	723,054	1 707 255
計圖·探昇左領守口前 純資産合計	47,149,203	1,797,355 51,046,388
無具性口前 負債純資産合計		
只使然具生百司 _	54,116,609	58,735,583

(2)【損益計算書】

(2)【預益計算書】		(単位:千円)
	第27期	第28期
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	47,476,170	48,411,166
投資顧問料	15,335	13,601
その他営業収益	153,305	138,788
営業収益合計	47,644,812	48,563,556
営業費用		
支払手数料	2 19,292,904	2 19,724,426
広告宣伝費	516,886	543,508
公告費	7,961	1,748
調査費		
調査費	909,999	942,478
委託調査費	9,975,300	10,699,987
事務委託費	306,137	242,537
営業雑経費	00.000	20.000
通信費	90,066	89,308
印刷費	400,552	443,177
協会費	40,636	39,963
諸会費 事務機器関連費	7,593	7,621
事份機品関連員 その他営業雑経費	958,507 16,396	971,457
営業費用合計	32,522,943	8,989 33,715,204
一般管理費	32,322,943	33,713,204
一放自垤臭 給料		
役員報酬	202,812	198,915
投資報酬 給料・手当	3,623,556	3,740,875
には には には には には には には には には には	520,000	594,000
福利厚生費	520,897	593,073
交際費	26,743	23,259
旅費交通費	153,892	139,968
租税公課	102,255	115,450
不動産賃借料	698,539	699,860
退職給付費用	142,883	162,650
役員退職慰労引当金繰入	22,805	19,007
固定資産減価償却費	481,601	442,844
諸経費	247,162	270,874
一般管理費合計	6,743,148	7,000,782
営業利益	8,378,719	7,847,569

(単位:千円)

		(単位:十円 <u>)</u>
	第27期	第28期
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	153,215	213,088
有価証券利息	2 8,160 2 25,661	2 6,698 2 25,684
受取利息	•	,
投資有価証券償還益	1,876	6,072
収益分配金等時効完成分	318,285	412,323
その他	7,856	1,935
営業外収益合計	515,056	665,802
営業外費用		
投資有価証券償還損		8,689
時効後支払損引当金繰入	15,288	16,881
事務過誤費	7,845	186
その他	82	45
営業外費用合計	23,216	25,802
经 常利益	8,870,559	8,487,569
特別利益	· · ·	· · ·
投資有価証券売却益	150,103	334,775
特別利益合計	150,103	334,775
特別損失		,
投資有価証券売却損	153,276	32,155
関係会社株式売却損	13,563	,
投資有価証券評価損	1,925	
固定資産除却損	1 17,034	1 253
その他	412	
特別損失合計	186,212	32,409
税引前当期純利益 -	8,834,449	8,789,934
法人税、住民税及び事業税	3,510,046	3,441,310
法人税等調整額	175,067	55,499
法人税等合計	3,685,113	3,385,811
当期純利益	5,149,336	5,404,123
	3,110,000	3, 101, 120

(3)【株主資本等変動計算書】

	第27期	(単位:千円 <u>)</u> 第28期
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
株主資本	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期变動額		
当期変動額合計		
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計	000 000	202 202
当期首残高 光期亦動類	222,096	222,096
当期変動額 当期変動額合計		
当期友對領口司 当期末残高	222 006	222 006
利益剰余金	222,096	222,096
利益料示金		
刊 <u>血</u> 年開並 当期首残高	342,589	342,589
当期変動額	342,309	542,509
当期変動額合計		
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		042,000
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額	5,555,555	5,555,555
当期变動額合計		
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	34,903,313	36,863,331
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計	40.040.000	44 000 004
当期首残高 光 期本計算	42,243,903	44,203,921
当期変動額	2 400 240	2 504 220
剰余金の配当 当期純利益	3,189,318 5,149,336	2,581,238 5,404,123
当期ぞ動額合計 当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	44,203,921	47,026,806
株主資本合計	44,203,921	47,020,800
当期首残高	44,466,131	46,426,148
当期変動額	77,700,101	40,420,140
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		, ,
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
評価・換算差額等合計		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300

EDINET提出書類

三菱UFJ投信株式会社(E11518) 証券届出書(内国投資信託受益証券)

		<u>有価証券届出書(内国投資信</u> 託
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
純資産合計		
当期首残高	44,857,668	47,149,203
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	2,291,534	3,897,185
当期末残高	47,149,203	51,046,388

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し ております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

- 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業 年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の 法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務の計算方法並びに開 示の拡充を中心に改正されたものです。

(2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

_	·· [7] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1		
		第27期	第28期
		(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
	建物	208,976千円	233,990千円
	器具備品	294,294千円	351,481千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	HIT ICE OF ICE O	
	第27期	第28期
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
預金	11,773,728千円	19,410,015千円
有価証券	8,000,000千円	8,000,000千円
未収収益	42,563千円	40,120千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	8,500,000千円	3,500,000千円
長期差入保証金	828,908千円	816,823千円
未払手数料	851,491千円	927,107千円
未払費用	135,926千円	148,712千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	1,7 th/ (
	第27期	第28期
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
器具備品	1,144千円	253千円
ソフトウェア	15,890千円	<u> </u>
計	17,034千円	253千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	第27期	第28期
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
支払手数料	10,760,427千円	10,230,968千円
有価証券利息	6,532千円	5,170千円
受取利息	25,661千円	25,684千円

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(株主資本等変動計算書関係)

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末		
	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)		
発行済株式						
普通株式	124,098	•	•	124,098		
合計	124,098	-	-	124,098		

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 3,189,318千円 1株当たり配当額 25,700円 基準日 平成23年3月31日 効力発生日 平成23年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,581,238千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額20,800円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月27日

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

•						
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
		株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	株式数 (株)	
	発行済株式					
	普通株式	124,098		-	124,098	
l	合計	124,098		-	124,098	

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,581,238千円1株当たり配当額20,800円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,705,336千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額21,800円基準日平成25年3月31日効力発生日平成25年6月25日

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

第27期(平成24年3月31日現在)

713-1	<u> </u>				
		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)	
(1)	現金及び預金	14,298,590	14,298,590	-	
(2)	有価証券	8,000,000	8,000,000	-	
(3)	未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	-	
(4)	長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886	
(5)	投資有価証券	14,417,413	14,417,413	•	
	資産計	49,193,328	49,203,214	9,886	
(1)	未払手数料	1,557,726	1,557,726	-	
(2)	未払法人税等	1,532,874	1,532,874	ı	
	負債計	3,090,600	3,090,600	-	

第28期(平成25年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	22,261,065	22,261,065	-
(2)	有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3)	未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	-
(4)	長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5)	投資有価証券	15,650,417	15,650,417	-
	資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1)	未払手数料	1,761,746	1,761,746	-
(2)	未払法人税等	1,686,070	1,686,070	-
	負債計	3,447,816	3,447,816	-

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

<u>資 産</u>

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

<u>負 債</u>

(1)未払手数料(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

		(+
区分	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証 券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる ため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期(亚成24年3日31日租在)

第27期(平成24年3月31日現在)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	1	-	1
未収委託者報酬	3,977,324	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	1
投資信託	-	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金		8,500,000	-	
合計	26,275,914	11.668.056	4,412,092	2,183,060

第28期(平成25年3月31日現在) (単位:千円)

第20期(干成20 年 3月31日現在)			,	<u> </u>
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	-	-	-
未収委託者報酬	4,489,181	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	1	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	ı	3,500,000	-	-
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株 式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券 第27期(平成24年3月31日現在)

お21知(〒IX24年3月31日現11<i>)</i>				
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるも	債券	-	-	-
の	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小 計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えない	債券	-	-	-
もの	その他	3,325,285	3,446,474	121,188
	小 計	3,325,285	3,446,474	121,188
合	計	14,417,413	13,440,240	977,173

第28期 (平成25年3月31日現在)

和20朔(十成23年3月31日坑江 <i>)</i>				
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるも	債券	-	-	-
の	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小 計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えない	債券	-	-	-
もの	その他	3,025,331	3,033,767	8,436
	小 計	3,025,331	3,033,767	8,436
合	計	15,650,417	13,215,757	2,434,660

3.売却したその他有価証券 第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

<u> </u>	73:A = 100=:1073:A /		
種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	158,639	1	64,792
債券	1	1	-
その他	3,036,630	150,103	88,484
合 計	3,195,269	150,103	153,276

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

<u> </u>	<u> </u>		
種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	1	1
債券	-	1	1
その他	7,033,368	334,775	32,155
合 計	7,033,368	334,775	32,155

(デリバティブ取引関係) 重要な取引はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

		<u> </u>
	第27期	第28期
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
(1)退職給付債務	475,564	382,988
(2)年金資産	198,994	143,462
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	276,569	239,525
(4)未認識数理計算上の差異	156,666	119,749
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	119,902	119,776
(6)退職給付引当金	119,902	119,776

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

		(一位・113)
	第27期	第28期
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用	27,806	26,748
(2)利息費用	8,420	7,087
(3)期待運用収益	4,635	2,984
(4)数理計算上の差異の費用処理額	13,599	27,653
(5)退職給付費用	45,191	58,504
(6)その他	97,692	104,146
(7)合計	142,883	162,650

(注)「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

(2)割引率

<u>(2) Bi Ji —</u>	
第27期	第28期
(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

(3) 期待運用収益率

第27期	第28期
(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年(各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	557,868 千円	542,460 千円
投資有価証券評価損	362,665	226,404
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	109,608	140,336
賞与引当金	197,652	225,779
役員退職慰労引当金	17,725	23,202

三菱UF	J投信株式会社(E11518)
------	-----------------

		二岁01 3 投后体以去性(11310)
		有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
退職給付引当金	42,783	45,495
減価償却超過額	19,890	10,083
委託者報酬	99,265	124,166
長期差入保証金	21,895	26,203
時効後支払損引当金	69,579	71,948
その他	39,304	48,666
_ 繰延税金資産 小計	1,546,744	1,493,253
評価性引当額	813,923	704,932
繰延税金資産 合計	732,821	788,320
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	254,118	637,305
繰延税金負債 合計	254,118	637,305
繰延税金資産の純額	478,702	151,015
	,	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載 を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等 第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

7121	<u> </u>	1777 TO TO	<u> 月 日 王</u>	1 132,477	<u>-0/ 10 i II</u>)				
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託 の募集の 取び い の の の の の の の の の の の の の の の の の に の る の の の の	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,404,897 千円	未払手数料	285,119 千円
親会社						事務所の賃借	事務所賃借 料	667,780 千円	長期差入保 証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	168,292 千円	未払費用	81,330 千円
							株式の売却	98,112 千円		
	㈱三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託 の募集の間報 及び投る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	6,371,303 千円	未払手数料	566,371 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	36,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
主要株							譲渡性預金 に係る受取 利息	6,532 千円	未収収益	544 千円
主							マルチコーラ ブル預 金 の 預入	7,000,000 千円	現金及び 預金	5,500,000 千円
									長期性預金	8,500,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,415 千円	未収収益	2,886 千円

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

7120	<u> </u>	<u> バルムコーコ</u>	<u> </u>	1 172,407	<u> </u>	<i></i>				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託 の募集の関係 ひび投 し係る を 行の 委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円
親会社						事務所の賃借	事務所賃借 料	671,086 千円	長期差入保 証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
	㈱三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
主要株主							譲渡性預金 に係る受取 利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
主							マルチコーラ ブル預 金 の 預入	5,500,000 千円	現金及び 預金	10,500,000 千円
									長期性預金	3,500,000 千円
							マルチコーラ ブル預金に 係る受取利 息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月~3年であります。 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。 (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第27期(日	勻	平成23年	4月1日	至	平成243	羊3月31日
71771 \ 1	_	1 /26/20	7/		1 /32/4-1-	T 0/ 10 1 H

	7/13 (1 /	-70-0 1 17		1 7-70- 1						
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託 の募集の取 及び信託 に係る 行の 委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	3,914,481 千円	未払手数料	285,874 千円

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

7120	<u>'77) (</u>	スと・コー・バ	<u> </u>	1 1000-0	<u> </u>					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託 の募集の取扱 及び信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

<u>(</u>		
	第27期	第28期
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	379,935.23円	411,339.33円
1 株当たり当期純利益金額	41,494.11円	43,547.22円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、 記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期	第28期					
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日					
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)					
当期純利益金額 (千円)	5,149,336	5,404,123					
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	1					
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	5,149,336	5,404,123					
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098					

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。) または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

平成25年6月21日付で、定款について次の変更を行いました。

・公告方法の変更(日本経済新聞に掲載する方法から電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法による)に変更)

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(平成24年9月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
名称	資本金の額 (平成24年9月	月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	29,249	百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
三菱UF Jモルガン・スタンレー 証券株式会社	40,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成25年4月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%(62,050株)、株式会社三菱東京UFJ銀行は25.0%(31,023株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2)投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。
- (3)目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・当ファンドの受益権の価額は、株式等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4)目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5)投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを 使用することがあります。
- (6)目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7)目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス(当該アドレス をコード化した図形等を含みます。)等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価 額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月29日

三菱 UFJ投信株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鶴田光夫 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ日本成長株オープンの平成24年4月21日から平成25年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

三菱UFJ 日本成長株オープンの平成25年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会 御中_

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長島 拓也 印 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成 し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は 委託会社が別途保管しております。